

江戸川河口だより

「出張所だより」は江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
電話03-3679-1460
2009年09月16日【第42号】

江戸川下流部の除草が9月に行われています



機械で除草を行っているところ

江戸川下流部（江戸川区、葛飾区、市川市）の除草は、9月1日から始まり、10月初旬まで予定しています。

下流部では、春先から初夏にかけてイネ科花粉症対策として3回除草（人家の少ない所2回）を行っており、今回が今年度の最後となります。

今年は、背丈が大きくなる外来種のセイバンモロコシが増え、今までとは違った様相の箇所が出てきました。

江戸川下流部の主な取水施設を紹介します

江戸川下流部には、東京都民・千葉県民の方の生活用水や工業用水などを取水している施設があります。どんな施設があるのか簡単に紹介します。

寅さんのロケなどでも有名な「金町浄水場」や最近古ヶ崎浄水場に変わる施設として完成した「ちば野菊の里浄水場」などがあり、工場などの洗浄用水などで使われる工業用水の取水も行われています。また、製紙工場が2箇所あります。これらの施設の簡単な紹介と江戸川から直接取水している記載があるものは、ホームページアドレスを記載しておきました。

- ① 金町浄水場【上水】 <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp>
葛飾区にある東京都の浄水場です。大正15年8月から稼動しています。
- ② ちば野菊の里浄水場【上水】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/sisetsu/jksui/nogiku-j>
松戸市にある千葉県の浄水場です。平成19年10月完成した施設です。
- ③ 栗山浄水場【上水】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/sisetsu/jksui/kuri-j>
松戸市にある千葉県の浄水場です。昭和16年12月全工事が完成し稼動しています。
- ④ 葛南工業用水道事務所【工業用水】 http://www.pref.chiba.lg.jp/kigyou/d_katsukou
市川市にある千葉県の工業用水道です。昭和45年から給水が始まっています。
- ⑤ 北越製紙(株)【工業用水】
市川市にある製紙工場です。市川工場は、大正9年操業を開始しています。
- ⑥ 王子板紙(株)【工業用水】
江戸川区にある製紙工場です。平成18年10月に王子製紙江戸川工場を継承しています。

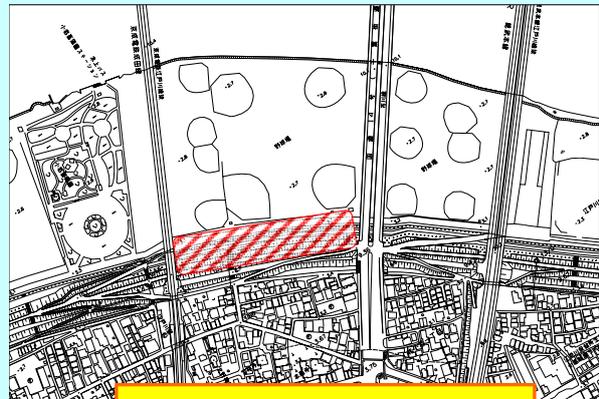
江戸川区・葛飾区で災害に強い防災坂路工事を行います 北小岩3丁目(市川橋～京成)・東金町7丁目(葛飾橋下流)に造ります

江戸川区北小岩3丁目地先の市川橋上流側から京成電鉄橋梁にかけて、地震時でも壊れにくい坂路の工事を行います。(右図上)

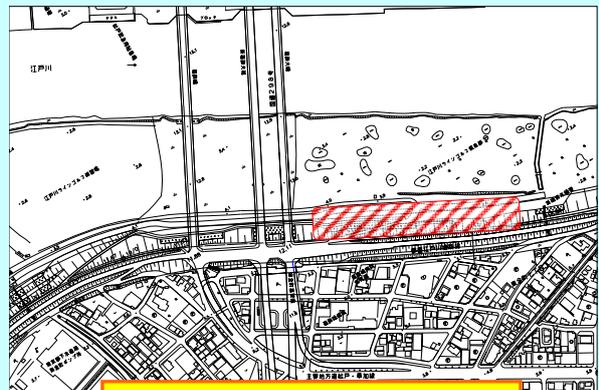
葛飾区東金町7丁目地先の葛飾大橋下流側にも、同様の坂路の工事を行います。事前の測量等は始めていますが、工事の準備作業が始まるのは、10月中旬からとなります。

河川敷を利用される方には便利になると思います。

サイクリング道路は、グランドまたはゴルフ場側に切り回しますので、よろしくをお願いします。



北小岩防災坂路工事箇所



東金町防災坂路工事箇所

(防災坂路とは?)

江戸川の河川敷には、災害で被害を受けた時に救援物資や復旧資材を輸送する江戸川沿川のネットワークとして、緊急用船着場と緊急河川敷道路が整備されています。これらのネットワークに接続する道路として整備するのが『防災坂路』です。普通の坂路と比べて、地盤改良を行い、地震で壊れにくい構造としています。

あ と が き

今月号は、江戸川に多い生活用水などの取水施設を紹介してみました。これらの施設は、かなり古くから稼働しているのも特徴的です。

また、裏面にはこれから行われる工事の紹介を行いました。この他にも橋梁管理者などの占有者が行う工事もあり、マラソン大会等の大勢で河川敷を利用する場合は、出張所へ問い合わせ頂ければ情報提供していきます。

堤防の除草工事も9月から始まっています。今年は、例年少なかったセイバンモロコシと言う背丈が大きくなる外来種が多く、3回目の除草が早かったこともあり、除草要望の電話なども多くなっています。

昨年度行った江戸川区内の堤防を補強する工事で、堤防上のサイクリング道路が広がり、歩きやすくなったという話を聞いています。そんな時は、チョット嬉しい気がします。

『江戸川河口だより』編集長(上林喜美夫)

8月の申請受付件数

河川法の条項等	H20年度	H21年8月	H21年8月まで
第24・26条	84件	2件	27件
第55条	46件	1件	9件
一時使用	238件	12件	125件
その他	14件	1件	5件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築等の許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

※申請が重複しているものは、1つでカウントしました。

江戸川河口出張所の9月以降の予定

番号	参加	月日	曜日	予 定
1		10月8日	(木)	水質事故訓練(講習会)
2		10月21日	(水)	水質事故訓練(実施訓練)

★印は、一般の方が参加できるものです。